二五から三七の四一まで、三八の一（次の図に示す部分に限る。）、三八の二から三八の四まで、三八の五（次の図に示す部分に限る。）、三八の六から三八の一七まで、四六の一、四六の二、四六の四から四六の二〇まで、四七の六から四七の九まで、四七の二四から四七の三四まで、一七五八のイ、一七五八のロ、一七五九、一七六〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大字荻原三四の一・三五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三六の一から三六の六まで、三六の七・三六の八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三七の一から三七の一五まで、三七の一から三七の二〇まで・三七の二二から三七の二四まで（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、三七の二五から三七の四一まで、三八の一から三八の一七まで、四六の一、四六の二、四六の四から四六の二〇まで、四七の六から四七の九まで、四七の二四から四七の三四まで、一七五八のイ、一七五八のロ、一七五九、一七六〇

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び上松町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県木曽郡南木曽町吾妻一〇九二の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び南木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県木曽郡南木曽町読書一七四の五二、一〇五四のイの四、一〇五四のイの五、一〇五四のイの六、一〇五四のイの七、一〇五四の七、一〇五四の九、一〇七八の一三二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び南木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県大町市八坂字奥へび下二〇二六〇の一から二〇二六〇の三まで、二〇二六二の一、二〇二六二の三、二〇二六二の四、字山神うら二〇三九二、二〇三九三、松本市安曇一一二〇の一、一一二〇の二、一一二六の一、一一二七の三、一一三七、一一四〇の一から一一四〇の三まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県下伊那郡阿南町字新野二の一六六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　鳥取県日野郡日南町萩原字大峠東平一九九（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　立木に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　鳥取県八頭郡八頭町船岡殿字明見谷東平八四九の一、八四九の二

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　立木に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦